

群馬県がん登録予後情報の提供に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県がん対策推進条例（平成22年群馬県条例第63号）第11条第2項第2号に基づき実施する群馬県地域がん登録に登録された患者の予後情報の提供に関し必要な事項を定め、群馬県地域がん登録及び院内がん登録の促進及び精度の向上を図ることを目的とする。

(申請)

第2条 群馬県がん登録事業実施要綱第8条第1項及び第2項各号の規定に基づき、公益財団法人群馬県健康づくり財団総務部がん登録室（以下「がん登録室」という。）に届出した医療機関等（以下「届出医療機関等」という。）の長は「群馬県がん登録予後情報申請書」（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）により群馬県健康福祉部長あて当該届出に係る患者の予後に関する情報の提供を申請することができる。

(提供する情報)

第3条 群馬県（以下「県」という。）が届出医療機関等に対し提供する予後に関する情報は、当該医療機関等が届出した患者のカルテ番号、生死、最終生存確認年月日、死亡年月日及び死因とし、診断時の住所が群馬県の者に限る。

(情報の提供)

第4条 県は、届出医療機関等から第2条に基づく申請を受理し、当該医療機関等からの届出の事実を確認した場合には、前条に規定する情報を提供するものとする。（別記様式第2-1、2-2号）

2 県は、届出医療機関等に情報を提供するにあたっては、次の条件を付して提供しなければならない。

(1) 提供した情報のうち個人情報については、診断治療の評価のため以外に利用してはならない。また、第三者に提供し、または閲覧させてはならない。

(2) 提供した情報のうち個人情報については、適正に管理し、他に漏らしてはならない。

3 県は、申請書に記載された患者について当該医療機関等からの届出の事実が確認できない場合には、情報を提供しないものとし、申請者あてその旨を通知する。

4 情報の提供は、直接交付又は郵便書留により行うものとする。

(受領書の提出)

第5条 前条第1項に基づく情報の提供を受けた医療機関等は、「群馬県がん登録予後情報受領書」（別記様式第3号）を群馬県健康福祉部長あて提出しなければならない。

(記録)

第6条 県は、本要領に基づく申請及び情報の提供状況について「群馬県地域がん登録予後情報提供記録簿」(別記様式第4号)に必要な事項を記入し保管するものとする。

(業務の委託)

第7条 県は、この要領に定める業務を公益財団法人群馬県健康づくり財団に委託する。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他必要な事項は、県が群馬県がん対策推進協議会がん登録推進部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年2月23日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、当分の間、死因の提供は行わないものとする。

附 則 この要領は、平成25年5月13日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年12月15日から施行する。